

◆ 計画の基本的方向

障がいのある人が、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる東栄町をめざして、まちづくりを進めていきます。

そのために、障害者権利条約、障害者差別解消法に基づき、障がい者の差別の解消と「合理的配慮」に努め、障がいのある人が、自らの能力を伸ばし、住み慣れた地域の中で自分らしく充実した人生を過ごすことができるよう、「全ての人が分け隔てられることのないまち」、「自分らしく生きることができるまち」、「地域で支え合う共生のまち」の実現に向けた施策を推進していきます。

✿ 施策の体系 ✿

基本目標	基本施策	主要施策
全ての人が分け隔てられることのないまち	1 障がい者理解の促進	① 「合理的配慮」の推進 ② 啓発・交流事業の推進
	2 権利擁護支援の推進	① 権利擁護支援の推進 ② 意思疎通支援の推進
自分らしく生きることができるまち	3 相談支援の推進	① きめ細かな相談支援の推進
	4 切れ目のない療育・教育の推進	① 療育・発達支援の推進 ② 特別支援教育の推進
	5 多様な就労の促進	① 一般就労の促進 ② 福祉的就労の促進
	6 社会参加の促進	① 外出しやすい環境づくり ② 多様な日中活動の促進
	7 地域生活支援の充実	① 生活支援サービスの充実 ② 福祉人材確保の支援
地域で支え合う共生のまち	8 安心・安全な暮らしの確保	① 地域安全ネットワークづくり ② 住み続けられる住環境づくり
	9 地域共生社会づくりの推進	① 地域による見守り活動の充実

◆ 第7期障がい福祉計画の基本目標

1 自己決定の尊重と意思決定の支援

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいの種別や程度に関わらず、障がい者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを進めます。

また、判断能力が不十分、判断するための社会的体験が不十分、周囲の偏見などによって、決定の表出を抑えるなど、自己決定が困難な場合においても、支援者や環境との相互作用の中で、意思決定の支援を図ります。

2 適切なケアマネジメントによるきめ細かなサービスの提供

サービス提供にあたっては、障がい者の心身の状況や生活課題などのアセスメントに基づき、適切なケアマネジメントを行い、町内または近隣市町村の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病など、障がい種別によらないきめ細かなサービス提供を進めます。

3 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

◆ 第3期障がい児福祉計画の基本目標

1 地域ぐるみの療育・発達支援の推進

子どもの障がいや発育・発達上の課題について、保護者の「気づき」の段階から、適切な時期に専門的な支援へつながるよう、保健、福祉、医療、保育・教育の各部門が連携し、一人ひとりの状況に応じた療育・発達支援を推進していきます。

2 重度障がい児支援の強化

重症心身障がい児、医療的ケア児、重度自閉症児など、重度障がい児が、社会とつながり、周囲の人々と共感しながら、健やかに生活していけるよう、地域での支援体制の強化を図ります。

3 保護者支援の強化

障がい児の保護者の介助による肉体的・精神的負担を軽減し、保護者が家庭や地域で健康的・文化的な生活を送れるよう、保護者支援機能を強化していきます。